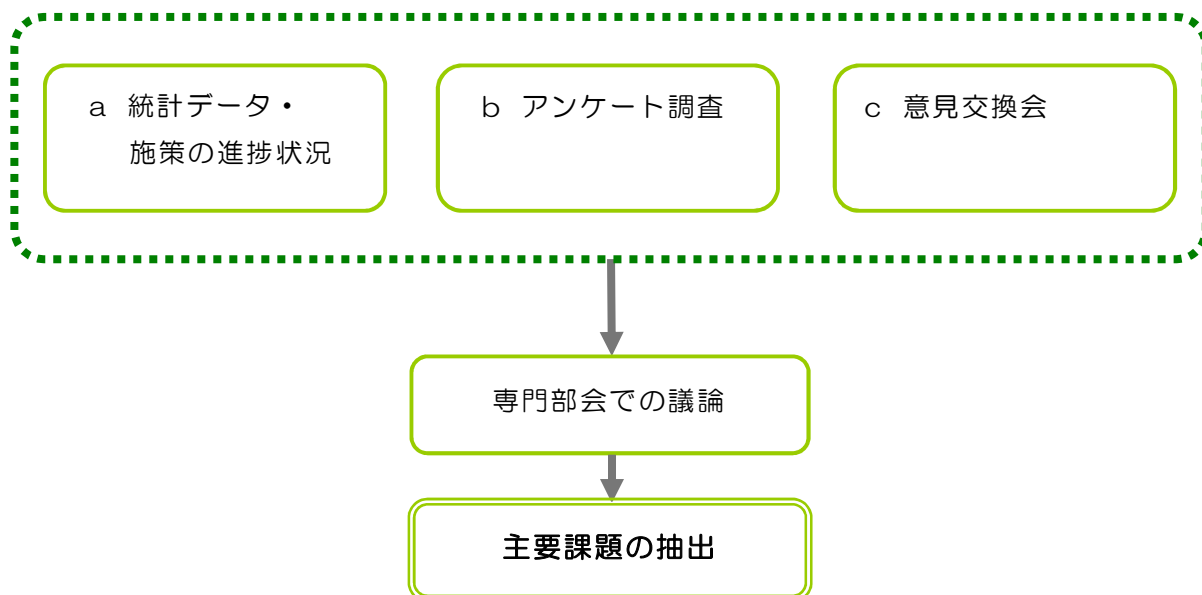


3 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

■主要課題抽出の流れ



主要課題

(1) 障害者の権利擁護

障害があるがゆえに差別や虐待を受ける機会が依然としてあります。基本的人権及び基本的自由が確保され、不利益な扱いを受けることなく、その人にとって必要な支援を受けながら地域で安心して生活できる体制を整備することが必要です。また、介護者だけでなく、障害者自身にも福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）や成年後見制度の周知を図っていくことが求められます。さらには、虐待を受けた障害者を発見した場合は、通報義務があるなど、市民の障害者への権利擁護について理解促進を図ることが必要です。

(2) 合理的配慮の推進

改正障害者差別解消法の施行により、令和6年4月1日から、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されるため、事業者への対応が必要です。また、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の体制の強化が求められます。

例えば、車椅子でバスや電車に乗降する際などに、障害者やその家族、介助者などが、障害に関し特別な対応を必要とする場合、運転手や駅員などの事業者は、その負担が過重にならない範囲で、配慮をしていくことが求められます。また、内部障害や発達障害、高次脳機能障害など目に見えない障害については、周囲の人々が十分に理解できていない現状があります。

障害があっても社会生活を当たり前のようにするためには、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。小中学校における早い時期から福祉教育を行うなど、多様化している

障害について、市民をはじめ保健・医療・福祉関係者、教育関係者、企業等の障害に対する理解を促進することが必要です。

(3) 障害児への療育・保育・教育の充実

自立や社会参加に向けた力を培うことができるよう、子ども一人一人の状態やニーズに応じた学びの機会を提供するとともに、切れ目のない支援が求められます。また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害児への支援も必要です。

インクルーシブ教育・保育の考えのもとで、障害児の発達課題などニーズに合わせた環境整備や保育園や幼稚園、学校生活のサポート、進学（高等教育）を希望する場合の支援などを行うとともに、教員や他の児童・生徒の障害への理解促進が求められます。

(4) 相談支援及び情報アクセシビリティの充実

障害があることにより、生活のしづらさや困りごとについて助けを求めたり、必要な情報を入手したりすることが難しく、問題を解決することができないという状況があります。特に、子どもの障害や発達課題には早期に気づきを得て相談し、早期に療育につなげていくことが非常に重要です。情報の入手先も家族や市役所・事業所職員、広報、インターネットなどその人の生活環境により多種多様となっています。

地域共生社会の実現に向けて、障害者とその家族、地域住民等が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員が、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供できるようにするため、調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上が求められます。また、重層的支援体制整備事業が開始されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所と関係他機関の連携を強化し、相談支援体制の充実が求められます。

(5) 障害特性及び利用者本位による支援体制の整備、社会参加の促進

障害者の日常生活における困りごとや不安感、施策に対するニーズは、個々の障害特性や生活形態によりさまざまです。障害者が望む地域生活を実現することができるよう、適切な対応方法を検討・実施していく必要があります。

また、障害者の個々の特性にあわせた福祉サービスの提供や、スポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進が求められます。

(6) 生活支援員等の人材確保及び質の向上

障害者が高齢化により認知症になったり、介護や医療が必要になったり、また介護する家族等が同様の状態になるなど、複合的な問題を抱えるケースが増加してきています。サービスの質の向上を図る研修や、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所の誘致など、サービスの質の向上に向けた取組みが求められます。また、サービスの確保に向けて、共生型サービスの実施を事業者に働きかけることも必要です。

全国的に支援を担う人材が不足している状況にあることから、市の関係各課で連携した人材確保に向けた取組みが必要です。

(7) 介助者の負担軽減に向けた支援の充実

多くの障害者は、日常生活を送るうえで家族等のサポートが不可欠です。一方、障害者の家族等は、日頃の介護や自身の高齢化、金銭面や将来（障害者・介助者ともに）に対する不安など身体的・精神的に負担を感じることもあり、休息の機会も十分に確保しにくい状況にあります。

家族等の介護負担の軽減に向けて、利用しやすいショートステイなど家族等を支援する取り組みが必要です。

(8) 障害者のライフステージを見据えた支援の充実

障害者のライフステージの移行に伴い、支援の根拠となる法律や制度、対応する関係機関が代わることにより、切れ目のない適切な対応ができていない状況があります。

障害者一人ひとりのライフステージや障害の生じた時期に合わせ、サービス提供を切れ目なく効果的に行うため、関係機関相互の連携と支援者側の意識改革が必要です。

(9) 他部門・多職種連携による支援体制の強化

障害者にとって必要な支援の内容はそれぞれに異なり、その人にあった支援体制をその都度構築していく必要があります。

サービスを提供する職員だけではなく、支援を必要としている障害者一人ひとりに関わる支援者が、本人に関する情報や関係機関の情報を共有することが必要です。また、専門的な知識や技術を備えた支援体制を整備するために、保健・医療・福祉に加えて、労働・教育などの他部門・他職種との連携を強化していく必要があります。

(10) 障害者本人及び親（介助者）の高齢化を見据えた支援

毎年、障害者数は増加傾向にあるとともに、障害者本人だけではなく、その介助者である配偶者や親も高齢化し、介護を必要とする人も出てきています。アンケート調査結果でも65～74歳の介助者は「65～74歳」が6割強、75～84歳の介助者は「75～84歳」が5割半ば、85以上の介助者は「85歳以上」が3割でそれぞれ最も多くなっていることから、老老介護や親亡き後を見据えた支援が求められています。

(11) 安心して暮らすことのできる生活の場（住まい）の確保

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、適切な住環境が必要です。自宅、民間賃貸住宅、グループホーム、施設など、その人にあった多様な住まいの選択肢を提供し、希望する地域で障害のない人と同じように暮らすために必要な支援を提供することが求められます。また、地域の一員として暮らしていくためには、地域住民の理解が必要不可欠であることから、障害への理解促進を一層進めていくことが必要です。

(12) 地域移行・地域定着の推進

病院や施設などから退院・退所した障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行・地域定着の取り組みを推進していくことが求められています。

日常生活を送るためには、いつでも安心して相談できる相談支援事業所の整備や日常生活の訓練、公営住宅やグループホームなどの整備、医療機関との連携が必要です。また、障害者の家族や地域住民が、障害を理解し、その生活を支えていくことが求められます。

(13) 就労支援の充実

障害者雇用促進法の法定雇用率の引き上げ（これまで、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていましたが、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられることが決まりました。）など、障害者就労を促進するさまざまな取組みにより、障害者の働く場や就労支援の仕組みが徐々に充実してきています。アンケート調査結果をみると、正社員が最も多くなっていますが、臨時やパート、福祉的就労も依然として多く、経済的な自立に向けて収入が不足している現状となっています。障害者が安心して働けるようにするため、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した環境整備、短時間労働など就労条件の改善、工賃の値上げが必要とされています。

就労を希望する障害者が可能な限り就労できるよう、障害種別に応じた就職や定着、離職の要因分析などを行い、障害特性に応じたきめ細かな就労支援が求められます。また、福祉的就労については、従事する障害者の生きがいの向上だけでなく、障害や疾病の状態、適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮していく必要があります。

(14) 保健・医療体制の充実

障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に向けて、健康診査や保健指導、生活習慣病の予防などに取り組むことが重要です。

障害の特性から、思うように医療機関の受診に結びつかない方もいます。生活のしづらさを現在の状態以上に悪化させないためには、必要なときに医療機関を受診でき、日々の健康管理を適切に行える体制の整備が必要です。

また、改正精神保健福祉法に対応するため、入院者訪問支援等、体制の整備が求められます。さらに、精神障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

(15) 災害時要配慮者対策の充実

災害時において、障害者の中には自力での避難が困難だけでなく、助けを求めることが困難な人が多数います。また、アンケート調査結果では避難所生活で不安なこととして、服薬や医療的ケア、バリアフリー対応、プライバシー等の確保などが挙げられており、障害特性に応じた特別な配慮が必要です。

災害時における避難とその後の必要な支援について、医療的ケアが必要な人への非常用電源の確保など、障害の特性に配慮した取組みを進めていくとともに効果的な情報発信が求められます。